

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和4年1月号 vol.87



新年おめでとうございます。
2022年のスタート、皆さまはどのような思いで迎えられたでしょうか。
私は、この1月で50歳という節目となります。年々、体力の衰えを感じる歳にはなりますが、”走る税理士”を自ら名のっている立場上、まだまだ走り続けます。
自分が大好きな言葉「一生勉強一生青春」を貫き、黄金の60代を手に入れるための、これからの50代の10年間にしたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



以前、この通信でも取り上げたことがある”電子取引にかかる電子データの保存義務”。令和4年1月からスタートしますが、2年間は書面での保存が認められることになりそうです。準備を急いでいた現場としては、何をいまさらという感がありますが。

”電子取引の保存義務 令和5年末まで書面保存が認められることに”

令和4年度税制改正大綱で示されているのが以下のとおりです。
「令和5年12月31日までの電子取引の取引情報に係る電子データについて、保存要件に従い保存ができなかったやむを得ない事情があり、かつ、税務調査で出力書面の提出等に応じる場合には、出力書面での保存を認める。」というものです。

気になるのが「やむを得ない事情」がどのような場合をいうのかですが、例えば、次のようなケースが該当するようです。

- ・システム整備の予算が確保できなかった。
- ・他業務との兼ね合いでシステム整備に時間がかかり間に合わなかった。
- ・社内ワークフローの整備が追い付かなかった。

基本的に、企業の状況に応じて対応が困難であったということであれば、「やむを得ない事情」として認められるようです。これについては、特に手続きは不要で、税務調査の際に、調査官に企業の事情を説明すればよいことになっています。
ただ、いずれにしても令和6年以降は電子保存が必須となることから、準備を進められていた皆さまは、電子保存を始められても良いのではないかと思います。

「今月の本の紹介」

「後列のひと」
(清武 英利 著・文藝春秋)

自分の生き様を再確認したくなる一冊です。
時代や組織に翻弄されながら美しく生きた18編の人生が描かれています。
今、時代はかつてない程に大きく変わり、人と人、人と社会、人と自然のかかわり方など全てが見直されています。
そんな中でも何を自分の軸として生きるか、戻るべき原点はどこにあるのかを見つめ、ぶれずに生きていきたいと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<マッシュルームのチーズ焼き>
・マッシュルーム(白) 8個 →軸を切り取り、軸は粗みじん切り
・ブルーチーズ 50g、黒コショウ 少々
・くるみ 10g、はちみつ 大1
①チーズを細かくほぐし、マッシュルームの軸を混ぜる。
②マッシュルームのかさの内側にチーズを詰める。黒コショウをふり、くるみを砕いてのせる。
③アルミホイルに並べ、オーブントースターで、焼き色がつくまで5~10分焼く。
④はちみつをかけて出来上がり。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp
FAX 092-791-4298
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所